水　道　局　要　領
令和４年(2021年)4月１日

宇部市水道局簡易専用水道取扱要領

（目的）
第１条　この要領は、簡易専用水道の適正な管理運営をはかるため、水道法（昭和３２年法律第１７７号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和３２年政令第３６６号）、同法施行規則（昭和３２年厚生省令第４５号。以下「規則」という。）及び宇部市水道局給水装置等の設計施工事務取扱要綱に定めるもののほか、簡易専用水道の事務取扱及び指導に関して必要な事項を定め、衛生的で安全な水の供給を確保し、もって公衆衛生の向上を図ることを目的とする。
（用語の意義）
第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１）施設
法第３条第７項に規定する簡易専用水道をいう。ただし、事業用、消防用等の目的で設けられるもので全く飲用に供されることのないもの及び船舶、航空機等に設置されるものを除く。
（２）有効容量
水の供給を受けるために設けられる水槽において適正に利用可能な容量をいい、最高水位と最低水位との間に貯留されるものをいう。
（３）設置者
施設を所有している者をいう。
（４）登録検査機関
法第３４条の２第２項の規定による厚生労働大臣の登録を受けた検査機関をいう。
（水槽の有効容量）
第３条　有効容量の算定は、別紙「有効容量の算定方法」によるものとする。
（施設の把握）
第４条　宇部市水道事業管理者（以下、「管理者」という。）は、施設の設置状況を、簡易専用水道の設置状況調査表（別表第１）により把握するものとする。なお、管理者は宇部市水道条例第２３条の２の規定

に基づき、貯水槽水道設置者に対し、管理に関して指導・助言等を行うものとする。

（届出）

第５条　設置者は、施設を設置し、または変更する場合には、簡易専用水道設置届（第１号様式）または簡易専用水道変更届（第２号様式）を管理者に届出なければならない。

２　設置者は、施設を廃止した場合は、簡易専用水道廃止届（第３号様式）を管理者に届出なければならない。

（簡易専用水道台帳）

第６条　管理者は、施設の維持管理について適正な指導を行うため、第４条及び第５条により簡易専用水道台帳（第４号様式。以下「台帳」という。）を整備するとともに、管理者による立入検査の実施状況等を台帳に記載整理しなければならない。

（施設の維持管理及び定期検査）

第７条　設置者は、施設の管理及び定期検査について、次により行わなければならない。

（１）施設の管理については、規則第５５条に定める管理基準に従うとともに、次の事項を遵守しなければならない。

ア　施設の配置及び系統を明らかにした図面、並びに管理記録簿（第５号様式）などを備え保存すること。

イ　給水栓における色度、濁度、残留塩素の有無について必要に応じ検査を行うこと。

（２）施設の定期検査については、次の各号に従い行うこと。

ア　規則第５６条の規定に基づき１年以内ごとに１回とする。

イ　「簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項を定める告示について」（厚生労働省告示第２６２号）により行うこと。

２　前項の施設の定期検査が実施されていない事が判明した場合、管理者は、当該施設の設置者に対し、簡易専用水道の定期検査実施通知書（第６号様式）により定期検査を受検するよう通知するものとする。

（検査結果の報告等）

第８条　登録検査機関（以下「検査機関」という。）が行う定期検査の検査事項及び判定の基準は、別表第２によるものとする。

２　管理者は、検査の結果、衛生上特に問題があると認められた施設については、次の措置をとるよう検査機関に対して、依頼することができる。

（１）設置者に対し、管理者に衛生上特に問題がある旨を報告すること。

（２）設置者に対し、速やかに適切な対策を講じること。

（立入検査）

第９条　管理者は、設置者または検査機関から衛生上特に問題があるとして通報があった場合等施設の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、立入検査を行うものとする。

２　前項の立入検査は、簡易専用水道検査記録表（第７号様式）により実施するものとし、立入検査の結果、改善を要する不良事項があった場合は、設置者に対して期間を定めて必要な措置を行うよう指導するものとする。

（その他）

第１０条　建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和４５年法律第２０号、以下「建築物衛生法」という。）が適用されている施設の定期検査については、別表第２に掲げる判定基準を満たすか否かについて作成した書類及び建築物衛生法第１０条に規定する帳簿書類の提出による書類検査とすることができる。

２　前項による場合、別表第２に係る書類の書式については、「建築物衛生法の適用がある簡易専用水道の設置者によって提出される書類の様式」（第８号様式）を標準とする。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和４年４月１日より施行する。

（宇部市上下水道局簡易専用水道取扱要領の廃止）

２　宇部市上下水道局簡易専用水道取扱要領（平成２６年上下水道局要領）は、廃止する。

３（経過措置）

この要領の施行前に宇部市上下水道局簡易専用水道取扱要領の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

別紙

「有効容量の算定方法」

1　最高水位及び最低水位は、設計図等に記載されたものを確認し、次により定める。

（1）最高水位は、貯水槽の定水位装置によって決定されるハイウォーターレベル（H.W.L）の水位とする。

（2）最低水位は、貯水槽内にある揚水管の吸込管端から揚水管径の 1.5 倍上部の水位とする。

2　2 以上の水槽を有する場合等の有効容量は、次により算定する。

（1）それぞれの貯水槽に係る給水系統が相互に連絡されていない場合（図－1）

（図－1）

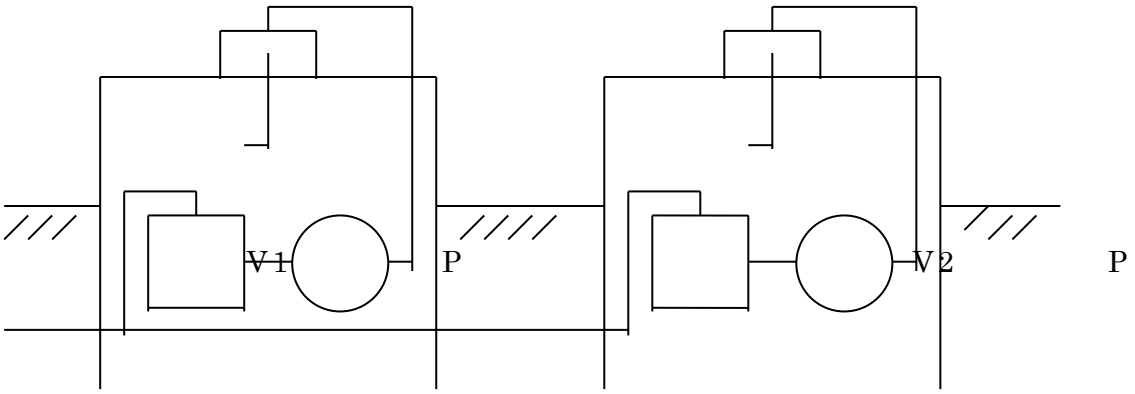

それぞれの貯水槽に係る給水系統が個々の独立した簡易専用水道であり、有効容量はそれぞれについて V1 及び V2 とする。

（2）それぞれの貯水槽に係る給水系統が相互に連結されている場合（図－2）

（図－2）

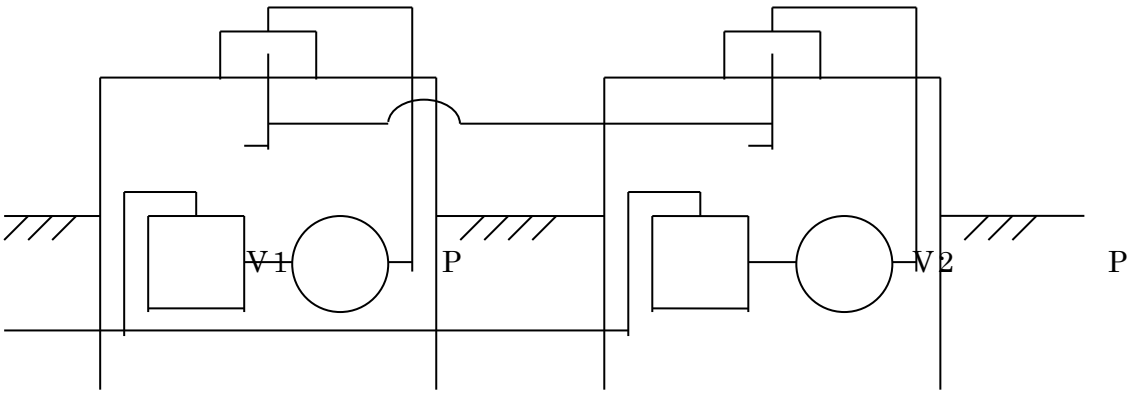

有効容量は、V1＋V2とする。

（3）それぞれの貯水槽が相互に連絡されている場合（図－3、図－4）

（図－3）

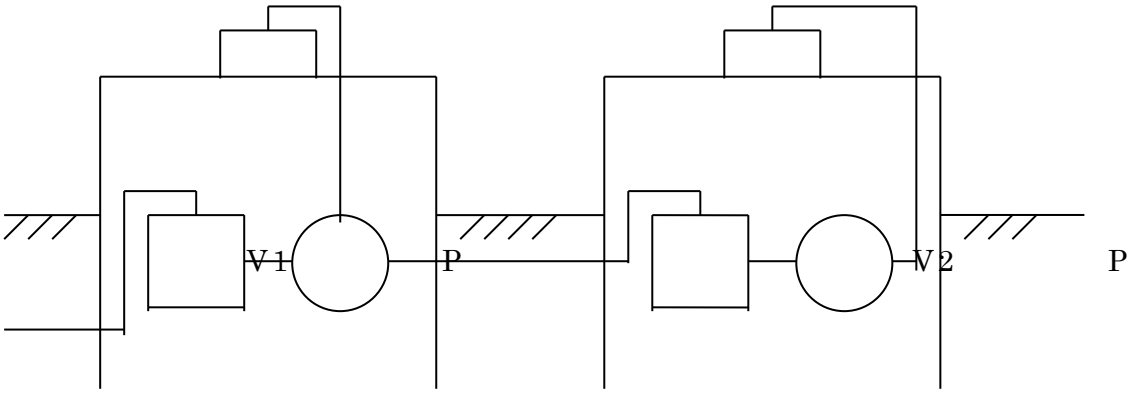

有効容量は、V1＋V2とする。

（図－4）

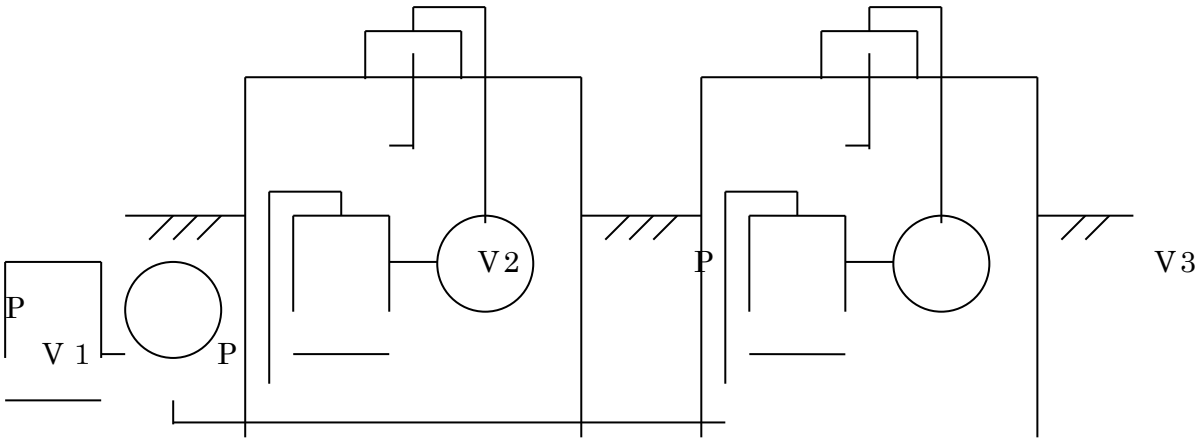

有効容量は、V1＋V2＋V3する。

（4）消防用等飲用以外の目的に設置された水槽と飲用に供する水槽が連絡されている
場合（図－5）

（図－5）

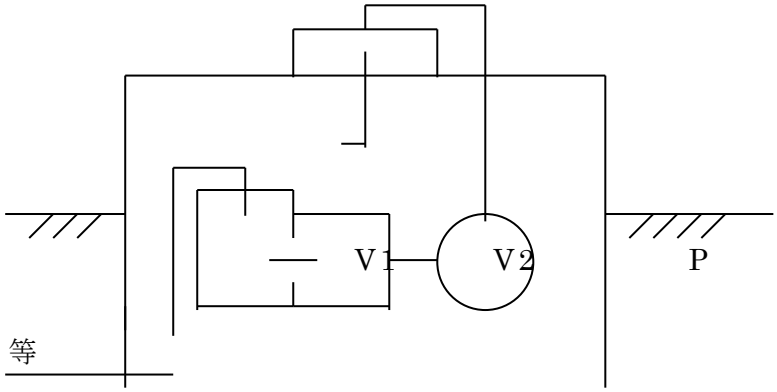

V1＝消防用等

V2＝飲用

有効容量は、V1＋V2とする。